

児童手当、児童扶養手当

現況届の提出はお済みですか？

現在、児童手当や児童扶養手当を受給されている方は、どちらも「現況届」の提出が必要です。

対象者の方には、個別に書類を送付しておりますので、まだ提出していない方は、必要書類をご確認の上、必ず提出してください。現況届の提出がない場合、手当が差止めとなりますのでご注意ください。

手当の区分	提出に必要なもの	提出期限
児童手当・特例給付	現況届用紙（市役所から送付済みです） 厚生年金保険等に加入している方は保険証の写し	直ちに提出してください ※提出期限は過ぎていますが、まだ間に合います。
児童扶養手当	児童扶養手当証書、現況届用紙、認め印、その他必要書類（5月送付した一部停止除外自由届出書など）	8月31日（月）

※その他、状況によって提出する書類があります。

提出先 市役所福祉課、稲垣出張所、車力出張所

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線233）

脳ドック検査費用の助成について

国民健康保険および後期高齢者医療制度への加入者に対して、脳ドック検査費用の助成を行っています。今年度の申請期限は6月30日（火）となっておりましたが、弘前市の木村脳神経クリニックならびに青森市の中野脳神経外科・総合内科クリニックの受託医療機関希望者に限り、9月30日（水）まで延長することとしました。

申請手続きは同様となりますが、詳細につきましては、電話でのお問い合わせまたは、市ホームページでご確認くださるようお願いいたします。

なお、定員に達ししだい申請の受け付けを終了することがございますのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

国民健康保険課 電話42-2111 国民健康保険加入者の方は国民健康保険係（内線273）

後期高齢者医療制度加入者の方は後期高齢者医療係（内線275）

産前産後期間の国民年金保険料免除について

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）を産前産後期間といい、この期間中の国民年金保険料が免除されます。産前産後免除の期間は、通常の免除期間と異なり、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。既に納付済みの方や免除されている方でも申請できますので、ぜひご利用ください。

産前産後期間の免除を申請するには、以下の条件を満たしている必要があります。

- (1) 平成31年2月1日以降に出産日があること。
- (2) 平成31年4月1日以降の産前産後期間に第1号被保険者期間があること。

※平成31年3月以前の保険料は対象外

出産前の場合は、出産予定日の6カ月前から申請できます。申請するときは、母子健康手帳など、出産予定日が確認できる書類を持参してください。

出産後の場合は、いつでも申請できます。添付書類は原則不要です（子と別世帯である場合は、親子関係を明らかにする書類が必要です）。

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339

市役所市民課 電話42-2111（内線261・267）



○弘前年金事務所で行う手続き（厚生年金保険の給付等）は、つがる市移動年金相談でも行えます。

日時 8月26日（水）、9月23日（水）、10月28日（水） 10時～15時

場所 つがる市役所2階相談室 ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止になる場合があります。

ご利用には事前の予約が必要です。 **弘前年金事務所お客様相談室 電話0172-27-1339**

市営住宅〈空家〉入居者募集

団地名	募集戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地 (空家)	3戸	H26 H27	木造桜木 8-2	木造平屋 3~5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,000 ~43,700
浦船団地 (15-3号)	1戸	S61	木造浦船 135-17	簡易耐火2階建 5連戸3DK	○	○	○	○	○	汲取り	17,100 ~33,600
つきみの団地 (35号)	1戸	H14	森田町森田 月見野300-3	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	22,500 ~44,200
月見野丘団地 (46号)	1戸	H12	森田町森田 月見野356-11	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	22,400 ~44,000
森田第2若緑団地 (9号)	1戸	H17	森田町上相野 若緑50	木造平屋2連戸 3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	24,700 ~48,400
富苑2号団地 (6号)	1戸	H15	富苑町屏風山 1-1874	木造平屋1戸建 2LDK	○	○	○	○	○	下水道	20,300 ~39,900

募集期間	8月18日(火)~8月24日(月) 8時30分~17時15分(土日を除く)
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること。(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下) ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な提出書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査のうえ9月の選考後に入居の可否を通知します。入居者に選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。
その他	○市営住宅では、いかなる理由があっても犬や猫、鳥などのペットの飼育は一切禁止です。

【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

建物関係者へ消防本部からのお願い

4月1日より違反对象物の公表制度が始まりました。消防本部では、違反对象物がないか、関係者協力のもと、日々立入検査を行い調査しているところです。

そこで消防本部から、建物関係者へお願いです。次の1から3に掲げる行為や工事を行っている、またはしようとしている場合、新たに消防用設備の設置が必要となる可能性がありますので、消防本部予防課へお知らせください。

- 1 飲食店、店舗、福祉施設、事務所などの新規入居
- 2 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 3 窓や扉などの開口部の閉鎖工事

建物利用者、従業員を火災から守る為にも、消防用設備設置へのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 消防本部予防課 電話42-7744 (直通)